

国民健康保険税の賦課限度額の改正について

1 宮代町国民健康保険税条例の一部の改正

第 2 条（課税額）

- ① 基礎課税額の限度額（医療分）
現行 54 万円 → **改正後 58 万円**

- ② 後期高齢者支援金等課税額の限度額（支援分）
現行 19 万円 → **据え置き**

- ③ 介護納付金課税額の限度額（介護分）
現行 16 万円 → **据え置き**

[理由]

国民健康保険税の賦課限度額の見直しにより、平成 30 年 4 月 1 日から地方税法施行令(以降、施行令という。)の一部が改正及び公布されている。

当町においても、施行令の一部改正の趣旨を踏まえて中低所得者の負担の軽減を図るため、平成 31 年 4 月 1 日からの国民健康保険税の基礎課税額の限度額を 54 万円から 58 万円へ条例の限度額の改正を行うものである。

[効果]

・賦課限度額の引き上げにより、国民健康保険税の調定額が約 162 万円増加する見込みである。

2 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

3 今後のスケジュール

平成 30 年 12 月定例会へ議案として上程